

トライアル雇用就農促進事業

実 施 方 法

一般社団法人京都府農業会議

1 事業趣旨

トライアル雇用（正規雇用への移行を前提とした概ね3ヶ月程度の有期雇用）を推進し、農業経営体で働くことを希望する者が農業界にチャレンジしやすくするとともに、農業経営体が正規雇用の拡大に向けて必要な環境を整えることを促す。

2 登録経営体の要件

- ☐ 正規雇用への移行を前提とし、アルバイトを採用した農業経営体
- ☐ 正規雇用を目指し、アルバイト雇用を検討している農業経営体

3 支援内容

- ☐ 雇用就農促進研修会（令和8年11月5日開催予定）や雇用に関する専門家への相談のご案内
- ☐ トライアル雇用助成金の支払い
トライアル雇用をした場合、一人あたり最大¥60,000（¥20,000／月×3ヶ月以内）の助成金が支払われます。ただし、以下の要件をすべて満たす必要があります。

トライアル雇用助成金の要件

- * 正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用（概ね3ヶ月程度の有期雇用）が対象となります
- * 労災保険に加入すること
- * 令和8年7月1日～令和9年2月28日までに採用した従業員
- * 1経営体あたり最大2名まで
- * 概ね週20時間以上の雇用時間を確保すること

- ☐ 正規雇用に移行できなかった場合、可能な場合に限り、別の経営体へ紹介するなどの対応を検討

4 助成金の申請

- ☐ 助成金申請書、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、労災加入を確認できる書類等を京都府農業会議へ提出してください。
- ☐ 書類を確認の上、職員が訪問し、手続きを行います。

5 その他

- ☐ トライアル雇用で採用した従業員が正規雇用に移行できなかった場合でも、助成金の返還を求められることはありません。
- ☐ 今後、本事業に関しまして、一般社団法人京都府農業会議の職員が連絡、訪問させていただく場合がありますので、ご対応いただくようお願いいたします。